

年 月 日

（申請先）佐久市長

住所 佐久市〇〇111-1
氏名 佐久 鯉太郎
連絡先 0267-12-3456
090-1234-5678

耐震診断申請書

佐久市木造住宅耐震診断事業実施要綱第4条の規定により、耐震診断の申請をします。

なお、この申請書に記載した事項は、事実と相違ありません。

建築物の概要

- 所在地 佐久市〇〇111-1
- 建設時期 昭和〇〇年 〇月
- 用途 例) 専用住宅 ・ 店舗併用住宅
- 延べ面積 $\Delta\Delta\Delta$ ㎡ (うち店舗部分 $\Delta\Delta$ ㎡)
- 構造・階数 例) 木造・2階
- 増築の有無 有 ・ 無 (増築時期 昭和●●年 ●月)

(申請者と所有者が相違する場合)

私が所有する上記建築物において耐震診断を実施することに同意します。

所有者 住所 佐久市〇〇111-1
氏名 佐久 次郎 印・・・※

所有者からみた申請者の関係 子

※ 申請者と所有者が相違する場合、記名押印または署名

佐久市木造住宅耐震診断事業（無料）について

- ・予算の上限に達した時点で受付は終了となります。お早めの申請をお願いします。
- ・年度毎（4月から翌年3月まで）の事業のため、遅くとも1月中にお申し込みください。

1 対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に工事着手された木造在来工法による一戸建ての住宅

<注意事項>

下記に該当する場合は、対象となりません。

- ・店舗併用住宅で、店舗の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上の場合。
- ・昭和56年6月から平成17年5月31日の間に増築または、一部改築を行っていて、当該部分の床面積が延べ床面積の1/2以上の場合。
- ・平成17年6月1日以降の増築がある場合。

2 申請できる方：下記のいずれかに該当する方

- A 住宅の所有者
- B 住宅の居住者（原則住民登録されている方）
- C 住宅の所有者の2親等内の親族（祖父母・父母・兄弟姉妹・子・孫等）

3 耐震診断の申し込み方法

以下の書類を佐久市役所南棟（市役所敷地内南東の3階建て建物）建築住宅課へご提出ください

➤ 申請者全員が提出する書類

- 耐震診断申請書（B又はCが申請する場合は所有者の同意が必要）
- 登記簿（全部事項証明書（建物））

➤ 該当する方のみ提出する書類

- Bが申請する場合：住所を確認できる書類（住民票など）
- Cが申請する場合：所有者との続柄を確認できる書類（戸籍謄本など）
- 登記簿で建設時期がわからない場合：建設時期がわかる書類※

※ 建築確認済通知書・固定資産税課税台帳登録証明書などでも建設時期を確認できることがあります。どの書類にも記載がない場合は、建築住宅課にご相談ください。

耐震診断の取扱いについて

Q 1 : 所有者が故人等の理由で、同意が得られない場合はどうしたらよいか。

A 1 : 相続手続きを完了させて申請者が所有者になってから申請するか、以下の書類を添付し、申請すること。

確約書 : 将来、他の相続人が所有権について意義を申し立てた場合、すべて申請者において問題を解決する旨を明記したもの。実印を押印し、印鑑証明書付を添付。

相続関係説明図 : 相続人全員の関係が分かるもの

Q 2 : 売買で建物を取得したが、所有権移転が完了していない場合は申請できるか。

A 2 : 申請者が対象の住宅の所在地に住民票を異動して住宅の居住者となり、かつ、所有者の同意が得られれば申請することができる。

Q 3 : 共有名義の建物で、所有者が複数いる場合は、どのように申請すればよいか。

A 3 : 所有者全員の同意をもって申請することができる。様式任意の同意書を提出すること。または、申請者を連名として申請することも可能。

Q 4 : 空き家、セカンドハウスは申請できるか。

A 4 : 耐震診断は申請者の条件を満たせば申請できるが、耐震補強工事を行う場合は工事完了後に対象の住宅に居住することが条件となるため、工事完了後も空き家やセカンドハウスのままでは工事補助の対象とならない。